



甲号

687



日本官倉表白書國「ハルク」形「マリヤール」紙
 を取押へて法に所定し多量に寄附し
 振へたりて其國商人に注意
 し且我白書國の名聲及び我國民の糾
 害を免すよ一有あき我白書國大隆頌
 陛下の命に依り今爰に天下に宣せ

大正十一年四月
 大隈侯爵郵寄贈

1607



事件の起るに就て一々其事を明くし、或は或は
る事内りの事正しき行ひの或國民を損害あり
次第を論じ、日本政府の如く、或政府より
或富の積出を為さん、其々素くし、こと乃
大眼目をあらしむ先、或月を、或下の節
官制の多程居たりと、而しての節、一書を
前より、の事を、今茲、復て、或り、或書
或秘魯國を、日本の、西端を、沿革、一、通商

甲二

を盛大く一駁くとして、其化も進歩するなり
浮目する事、或、教々多し、抑或國々物産
多し、其種類は、或、同、一、かし、其、双、方、を
或、其、補、ふ、事、其、其、存、用、す、一、止、而、國、有
一、一、大洋、あり、の、事、或、其、在、航、海、道、商、便
り、其、一、一、東、内、九、ヶ月、の、事、其、以、何、あり、船、船、を
以、其、航、行、も、又、一、危、難、の、患、あり、なり、一

土地培養の事

高地を、
其、其、の、地

其、其、多、輸出

十の五 俄國の領土に秘魯西に紀
 倭廣大の地ありて 礫石礫砂。埃阿類を
 産する亦許多の砂礫。白蠟。木皮。加非。
 呀魯貴。羊毛「オルテラ」産科 栄心 洋灰是
 等の物あり俄國は去るく 尙帝國は去る
 其ものものなると 漸次其は信用する事益
 多き事ありける
 日中より出て 其輸出の額、茶、陶器

甲 3

米、材木、石炭及び各國の穀類。蠶繭等々
 海島多く洞、石等種々の製造品あり 依る
 我國思慮あるもの多き多し其の基礎を去る
 以て各國の通商を益々盛んにするを企てたり
 既に三三五年前頃利馬の商人嘗て其の新報紙
 上にも尙帝國の力に彼を遣りて 初級通商親
 好の條約を締結し高き及び資本の保護を
 爲さんとする端し 此より一千七百九十三年八月

米國持卷の政學家あり「マニエール・ハルトウ」云
り家内各國の大統領となり政權を掌極
すしりるる素より結應賢明の人あり
りありと確然と高の法を立んとすあり
の裨益とありんるをわしり名の考を
物に全權を授けり
大統領以下を其の道に
あり製せんるる米國最良の字艦 甲 艦

甲 4

「フレガット」形 「イニテヘニランニヤ」艦 「コルウエット」形

「ユニラン」艦の二隻を携へて使節を送るんと

速く目を油へ既中解纜せんすの折何

英の使節の利馬着る著し一白

疾急「ハルタ」形船横濱よりあつて海神

日本裁判所の審分を受たりとの報を傳ふる

我政府より高野の確報を傳ふる事

んと傳ふる事なり一の歳より始末種々

の新開地、既、且、此國、在、此、島、島、高、國、也、
其、一、の、積、蓄、も、亦、多、く、あり、
千、八、百、七、十、年、四、月、ツ、木、島、帝、西、に、於、て、我、白、
度、島、に、る、務、を、直、任、せ、り、と、い、ふ、テ、ロ、ニ、ケ、ル、
役、「マリヤルーツ」船、百、押、入、ら、し、の、世、折、也、と、
今、宿、國、に、行、く、當、國、に、在、る、者、を、一、か、種、
あ、く、歸、着、し、て、る、の、始、末、を、取、引、し、積、
く、我、政、府、に、報、す、新、く、速、く、其、船、名、の、

甲分

可、置、け、る、事、利、馬、府、に、お、細、く、知、ら、せ、る、事、と、
我、政、府、存、存、く、之、を、慮、す、は、帝、「マリヤルーツ」船、押、
入、り、起、る、事、あ、く、前、交、定、の、如、く、軍、艦、を、
役、命、を、送、り、あ、く、自、分、の、役、(日本、共、官、に、送、ら、
目、を、送、り、我、初、に、行、く、西、道、を、控、制、す、)と、
す、た、の、事、実、を、考、へ、実、情、を、察、せ、ん、と、疑、う、中、
心、た、る、人、も、奇、怪、を、思、ふ、事、多、し、我、政、府、
と、海、軍、を、送、り、の、端、を、止、す、唯、も、彼、友、附、之、

官名を率ひ、唯、郵船を率ひ、て、その、速、
 費出、を、率、ひ、を、率、ひ、は、是、前、より、（？）、
 且、趣、意、を、愛、す、り、お、く、又、滿、帝、國、と、和、親、
 條、約、を、結、ぶ、と、欲、す、る、の、意、を、表、せ、る、為、に、
 あり、
 拙考又「マリヤルグ」船一件、府不條、理、且、其、預、
 害、を、當、の、請、求、を、日、本、政、府、に、断、か、す、つ、き、
 する、を、保、せ、位、で、る、事、を、り、利、馬、福、後、と、日、

本政府、府、の、向、き、を、定、位、な、り、た、り、
 續、の、和、親、を、結、ぶ、事、に、
 或、る、日、意、接、し、時、「マリヤルグ」船、を、所、望、
 日、本、政、府、に、お、か、す、故、に、一、
 人、民、の、利、益、を、姑、く、と、り、
 唯、
 と、
 結、ゆ、の、事、に、
 難、
 新、

あり
 今拙者の論、論述する事、天下を驚かす事
 を欲せり、其目録、強んずる希望す、更
 れ日本政府に於て、何令、其より其意を以
 て所為にあせ、其意も、一人或は、一國の權利
 を犯せり、其意も、其意を以て、其意を以て
 「マリヤルー」船々司、其意も、其意を以て、
 「リナー」也、子八百七十四、其意も、其意を以て、
 福民、雇

甲 17

夫二百、其意も、其意を以て、其意を以て、
 右、利馬、府、在、任、の「セル、ユミ、リ、ス、アル、ソ、
 多、マ、マ、港、に、在、り、タ、ニ、コ、ウ、アル、メ、ロ、ウ、氏、の、定、約
 あり、其、船、司、其、約、定、を、以、て、少、使、十、二、人、を、其、意
 たり、其、意、も、其、意、を、以、て、其、意、を、以、て、其、意、を、以、て、
 國、其、意、も、其、意、を、以、て、其、意、を、以、て、其、意、を、以、て、
 其、意、も、其、意、を、以、て、其、意、を、以、て、其、意、を、以、て、
 葡、萄、其、意、も、其、意、を、以、て、其、意、を、以、て、其、意、を、以、て、

考の法を編者 考の法を編者 考の法を編者
 高い 確実たるものありき由の事なり
 行の事として所を裁おするに海防を為し
 たる事 難事を遂行すに其國の雇吏の事
 ともするが爲、白、支、是なり
 出帆の後三四日を經て、舟中の為め、船中可出
 來けしと云ふを修程とせん、日本より白、船中
 遂に同年七月十日、新高山迄はく、吾れは地

甲 8

官初め 船の入港及滞泊も、其せたるか
 雇吏船中を知らしむるに諸般類を預き
 午後拾分何なる事と云く、船中の者とも修度
 子有概し、吾れは、か、七、日、三、日、内、英、艦、ア、イ、ロ、
 子、二、三、日、信、海、中、に、去、る、を、引、揚、た、る、と、く、雇、吏
 一人を、檣、頭、英、領、事、ロ、ベ、ル、ト、ン、氏、より、神、島、山、に、懸
 へ、送、り、渡、せ、り、新、の、如、き、舟、に、福、候、の、港、へ、向、か
 へ、居、り、行、く、事、あり、船、中、に、納、ま、る、に、因、り、

う情一ささり起し一もの句を依りは移民官の
あさ右の御定東路せしむるは更兵卒の
如きも取給料一命以て請ふに既し遣はし
ゆら脱毛口を後ろへ帯おろしあし日本友
久もけりしを解阿し何もの人たを論せ
さ遠近すしき脱毛口更取扱の例に倣ひて
脱毛口更をあらし遣はせし

尚四五の指他の雇より人派泳ア「アイロニクエ」

甲 9

艦一區りたりしか其船より陸上へ送り放り
マリヤルヌ」船の士官之を及ぶあ船送り遣り
船修置が替ひたれいあま帆を今思ふ内十
八百七十三年の月二日法中を例あく者國に及ん
ても合ふしり警備すしりり出末て常備兵
をめあや理と供わへト、カラニト、ワット、ワット、成り
りヤルズ船よりきたるりり打帝船司より官譯者
ひ一の艦附局少艇より上陸ありし後、その後

獨立國はナカ願界に降臨す、英國の嘉親友に
 國の旗章を掲げたる如く何處の形か、おめて尚て未
 たるを以て紀を以て吟味せられたる「ワット」氏に
 後まゝ一人の雇吏鬻尾を裁断せしむるを以て
 此の書を著者送、尤も全く立改の旨、かゝるや
 推察するの由を告げたるは、是こそ推察の由に起る
 全と断絶せしむるは、此を新日とあるは、
 ありしは、一紙の旨、かゝるは、

甲 10

夫「ワット」氏の書翰を一見の爲、
 送附たる「ワット」氏に、
 此の拙者の欲する所、在るを、
 此の爲め、
 けるは、
 國、
 今、

度、按編を以てと、断り用ひて、
路有申あり、神奈川、和歌山、
一、其後、之を評し、も、
是日中政府の責を論ずる

之の裁制と在件の缺典あるに、
裁制と在件の缺典あるに、

第一、所轄する事

第二、裁制設立方の事

第三、所轄の自任ある事

甲 11

第四、獨裁を為さる事

洋中或、他國の海中、
又、日本官の裁を他國の官
又、其の許さるる國法律の許さるる所あり
又、其の領土の海にありて、
又、其の領土の海にありて、
又、其の領土の海にありて、
又、其の領土の海にありて、

「マ」此「船」後復洋中航行の事なり
 三「条」の眾ありて、其理各々いふ事あり
 眾科ありて、其論見借支取人三名
 の誓尾を載し、其興法を懲戒見
 為中志く、是等の事、船中
 多々の者、控あり、殊中、私
 初く眾犯、あるまじし、其取
 何ぞ斷禁せしむ。若サけし、其
 取、私、暴

甲 12

此「条」此「船」後復洋中航行の事なり
 三「条」の眾ありて、其理各々いふ事あり
 眾科ありて、其論見借支取人三名
 の誓尾を載し、其興法を懲戒見
 為中志く、是等の事、船中
 多々の者、控あり、殊中、私
 初く眾犯、あるまじし、其取
 何ぞ斷禁せしむ。若サけし、其
 取、私、暴

申すに
 移式の取違へんと謀る者拒くを定る中
 會の事()と云ふ。 取司の事()と云ふ拒る
 事()を拒るを拒く。 何令の取司と云ふ
 事()の事()の事()の事()
 雇史を云ふ。 事()の事()
 故()の事()の事()の事()
 事()の事()の事()の事()

甲 13

氏の報告の趣少く。 雇史もより然訴あせ
 一坂を日本所轄の事()に在りたるもの
 あり又八月十九日 裁出り而 裁令に卓氏
 申すに()の事()の事()の事()
 事()の事()の事()の事()
 事()の事()の事()の事()
 事()の事()の事()の事()
 事()の事()の事()の事()

所修の事、移民の事、
この諸信の事、
向者國法の洋を所する、
乃林する者、
其出する所、
この船隻の通り、
其類の事、
所の事、

甲 14

一、幕せ古、
在る事、
明治五年、
より葡國、
ウイスコウ、
の事を、
陛下の政、
その事、

と曰識一 芝夜三年十月廿二日附を以て内^同意^同を
外勢執政の笠原を以てより米字公使「ファン
ワルケンボルグ」及「フランフラン」其他外國全權の報
知ありたるものあり其文意左の如し
閣下々莫業獨公使乃問り識定せし横濱
居留地還卒并々道沿規則書を英公使より
拙者へ送り来きり
拙者右規則の同意せしに依り早速英領事

甲 10

館へ初々居る「マルティントーシ」氏を右居留地還卒
掛り命たり別文別紙第五号右規則書を
添へ閣下へ報あす

日本政府右一紙に於る方を^米采公使「ファン、ワル
ケンブルー」氏より子八百六拾七年二月十の附
き書翰を以て米國へ中遣し以り右文面を以
紙第六号子八百六拾八年の合座國公使は後
書第二編七十三は葉を以て後るべし右約

書有四五條、其概演在留地或ハ神奈川及
内小居住する条約未済の國乃人民之裁判を施
するを神奈川會令在留地を歸復し補助
勸告を受^ず且各國領事存案何れハ其勸告
を施く^る所^にあり

因^り日本宣^ん旨^し世^に弱^し書^を送^り行^くたり其^に據^り
千^二百^二十^二年^に益^氣カトキヤ^ノ船^乃船^長「スレンクス」氏
より日^船乗^組の者^一對^したり^に所^に在^る裁判^を

甲 17

す^る平^南巴^子八^百六^十七^年第^十月^二十^八日^乃約
書^乃坂^子修^じ以^し吟^味出^江等^人事^を該^不
方^神奈^川會^令陸^奥宗^光より不^成第^七号^子
八百七拾二年第^六月^二日^所より各^に函^を送^り一^書
号^を送^りきたるに因^りたり然^るに其^に後^に或^の事^{あり}
し^る「ガルヤルス」船^新出^るに^て若^し港^に在^り
然^し共^に「マリヤルス」船^を扱^一件^乃原^記を^閱する^に
より^し居^る地^を歸^復せ^し裁^判に^加ら^ず又^も各^國

領了乃勸告を用ひ去は一件を處分すは
権あり裁判を開かたり

神奈川縣廳の裁判を開きしは唯東京
ありては結ひし取書等條々
となりては裁判は突縁とあり又
権力あり
さ加うたは實に口取の
正しく取設
ありし裁判と謂ふは其
律家或は世内
商人は只施
州家あり且英裁

18

判家一人は世
人等種々
小因く審
教く刑法
の裁判多
るは其裁
況は其國
各因は

判家一人は世
人等種々
小因く審
教く刑法
の裁判多
るは其裁
況は其國
各因は

くも和國人民小軍するのりある内を計はふ
ふん事更と終ひを寄きに

甲 19

神多小島船ノ「マリヤ」船一件を始セル所を
タルヤ 特之ヲ修意ト謂クキノミナラズ島ノ裁判
ヲ以テニ條要ナル法上ル山ノ定規(世カ第ニ
去)ヲ破ル考トシ謂フキニ極マリタルハ考ル所船ノ
始リセル志ニ例の如キ事ニ致スルヲ存ト指示スルヲ
見贖ルトシテニ掩アベカラザルヲ知ルニ足ルベシ

一 船司コルレラレテ頭メ口上ヲ以テモ或ハ書
面ヲ以テモ目ノ一施セシ不扱振ハ知若
スルナク全く知ラズニ有ルニ何ニ彼ヲレテ
モ船及ヒ船客ヲ失ハシメ殊ニ取悉ニ
私罪律ノ重キニ由テ直ニ彼ヲ裁断ス
ニ咎出セシト(其成第ノ事ヲ見ルヘシ)
一 右情事ノ由官負ノ罪ニ違スルナラハ直ニ
日本有ル者ニ至リテ振ハルナク先ツ其
甲 20

右船中ノ檢査ヲ施スヘキニ之ヲモ以
ハズ右情事ヲ軍ケル者ハ後「コレ」
氏及ヒ林氏等直ニ「殘割」ナル者
ノ告白真偽ハ何ト以味ニタリシ
右以味ハ右「カビ」テ日本官控内
於テ之ヲ「私」タリト云罷ルノ一檢査
ヲモ「官」出スル「ナカ」シナリ振ル上ハ
右以味ノ「振」ニ全く「晴」シ「振」ノ「不實」

卜務首

トセ根ト謂フヘシ(武成第一号及身
二号ヲ見ルヘシ)

一者ニ案ノ陸況ハ一ノハハ百七十二年

九月十九日新将「トナルド」氏新将「ト

ウエス」氏及新将「ヒウエー」氏ヨリ

川新船ニ乗出シタル 薩平タル 薩摩

ニ申テ為 薩摩ニナル

者「ドナルト」氏ハ高船御方殿年台各

甲 21

ノ長タル人ナリシガ其人ノ口書ニ(者「マリヤ

ル」船ハ他船ノ儀装ニ乗テラス 市度支

那ノ後妻船ト一様ニテ 者旅客ニ過シ

給支ヲ受クベリ 見ヘタリ)トアリ

者「ヒユルウエス」氏ハ英國軍艦ノ新将

三十二年向續テ海軍士官タル人ナリシガ

此人ノ報告ニ(余等船長港ノ日新船ニ乗

出シ船中ニテ 道遙シテモ其ノ事アリ)

ト 務 首

又、ノ維新ハ是マテ余カ又タル借給ヨリ
層々厚カリシ主君余等國者新中ノ主
シタルニ前ニ喜ハレル極子モ十ク緩手ハ禁網
サレシテ是ク自由ヲ得成ハ吹煙ニ成
骨牌ヲ打チナドレテ樂ミ居リテ
余「ブリキス」半島島方「新中」ニ去リシ時
新中タル者ハ何等ノ極客ト雖モ之ヲ指
令スルノ権理ヲ有セル故ヨリ「彼」カ命

甲 22

ニ依リテ上等極客モ新中ニ禁網サレタ
ル事ヲ聞シト又「ベルス」新中ノ右側ニ在
ル極客
ハ通商軍艦ヲ備ケル者ヨリ大凡ニ「イナ
チ」許リ長ク且空乗ノ流通モ軍艦
便ニテ其ノ多サモ他新中ニ比スレバ頗ル大ナリ
右「ヒウエル」氏ハ「ジャワバ」ニメ
ノ副使者ニテ新中ノ件ハ新中
「マ」ヤルズ「新」向テ敬意ヲ示シタルモノナリ

ト

レガ此人ノ言ニ(右旅客ヲ見レシニ其ノ客
額甚ク寛裕ナシニ感心ス)蓋シ適宜ニ食
ヲ給サレシカ故チ健ク居ル又(余
或時移民船ニ乗組「イングラント」ヨリ出
セシニ舟路中「大ノ」名少見ナキ名^死見
タルナリ尤右船ハ食料乏シキアリシ故程
之ヲ歎訴セシカト誰カテ之ヲ恤ム者モ
ナク且船中「モ」非常ノコト際ナリシ然ルニ

甲 23

右「マ」ヤルス」船ハ清潔良ク乗ニ思ハレタリト
又(余属ノ船脚船ニ乗リタニニ時係
シ船中ノ糧ニテ上等旅客ヲシテ旅費
ヲ拂ク「」能ハサレカ爲メ船中「」潔
ヲ見タリ)トアリ
又右等ノ事情ニ拘ラストモ「マ」ヤルス」船ヲ
遊メ「」以味ヲ以テ「」爲「」生計ノ
由テ出ル所ナシ程ノ不富ノ件ト「」少捨

ト 舟 首

ヲ以テハ其ノ為ニ任テ受テ此船ノリキ
彼「ベン」及「柿」氏ノ旨ニテ全ク
タリト認ラレシモノ也
後支ノ横濱港ニ於テ不圖滞留ノ事
有リヨリ出テ「マ」島止スヘキハ
ヨリヨリ「日」ノ旨ニテ「マ」島
ニモ拘ラズ以テ「マ」島ノ旨ニテ
有リヨリ「日」ノ旨ニテ「マ」島
有リヨリ「日」ノ旨ニテ「マ」島

甲 24

ハレ上陸スルニ至レリ者ハ前ニ記シタル大江
舟氏ノ遺述ヲ由レバ別ノ話ノ如ク彌
「マカ」ニ於テ略奪サレシカ或ハ又者ニ準
シタル所行ノ彌他國管轄ノ事ヲ
アリシ平々者級更ニ諸國スル為ニ設ケ
裁判
者故者級更ヲ上陸セシメハ全ク不正
振等ヲ以テめシタル「マ」島ノ旨ニテ

ト 務 首

山道ノ事ナリト又做シテモ右後主ハ自ラ
人ト成ルカ或ハ原告ト成ルカレテ裁断
出政スベシ義経又誰人トシテ出政セシ
呂管 自分ノ告白ヲ為スルミコト
申 他人ノ告白ヲ為シテ之ノ理ナレバ
善由トテ判ハレタル苛酷ノ事ヲ
物トシテ誰人トハ言ヒ難シ義又右後主
原告ナル時ハ則チ願フク右後主ノ事ヲ

甲 25

證スル為ニ定規ノ宿案ノ多續テ担
カ重キヲ施スルノ條理ハ之レヲ示スニ是レ
ヘキ唯願フク事ハ情ヲ看出ス為ニ先
ニ右後主ヲ推量スベシ然レニは
件ナリトナリキ
加之又右後主ヲ以テ陸セシトセシ
ニ毎ニ彼等ヲ取中ニ置キテ
ナスナク或ハ右後主ハ今ヲ世根
トナシ

下 券 首

或、輕忽より出タル、瞭然タレハ、別、形、得
ニ之ヲ、賠償スベシト云フ、條、條、ヲ、共、ル、ナ
カリキ、夫、故、只、太、後、夫、ノ、利、益、ヲ、ノ、注、思、ハ
テ、御、モ、形、得、及、ヒ、主、ノ、利、益、ヲ、顧、ル、リ
ナカリシト謂フベシ

右、事、件、ハ、形、得、及、ヒ、御、モ、形、得、ノ、外、形、得、者
ニ、御、モ、形、得、ヲ、待、シ、ニ、外、形、得、者、ヨリ、ハ、御
融、ニ、直、ニ、裁、判、ス、ル、ニ、於、テ、之、ヲ、吹、味、ス、ル、者

甲 26

シタリ (為、法、第、十、号、ヲ、見、ル、ベ、シ) 御、融、ノ、形
得、ハ、ヘ、ラ、シ、テ、後、論、アル、ニ、少、シ、ク、モ、意、ヲ、用、ヒ、ス、又
法、部、事、ノ、後、論、アル、ニ、御、モ、ハ、ラ、注、ガ、サ、リ、シ
(為、法、第、九、号、ヲ、見、ル、ベ、シ) 蓋、シ、之、ヲ、詳、言、ス
レ、ハ、別、ノ、謂、ハ、道、ノ、意、及、現、今、ノ、為、國、美
譽、ノ、道、程、ヲ、モ、お、控、テ、自、家、ノ、民、ノ、利、益、ヲ
損、害、セ、シ、ナ、リ、形、得、ノ、由、キ、也、道、ヲ、リ、ヒ、道、ヲ、意、心
ノ、實、斷、ヲ、中、斷、ト、タ、リ

外務省

右一件ヲ換置ハ味スル神ヨリ之ヲ富集
斷決スル終ニ至ルマテ神奈川郡内自巳
福引ニ由ラス毎ニ令ヲなすベカラザル一ノ
法局ノ法道ニ從ヘンハ謂レサキトナリ
又故ニ拙者右一件ノ法母ヲ捨置シテ裁
断ハ有る事ノ件ニ關係アル事ノ歎訴ニ就
テ富集ハ其メシニ堪ス物ノ御訴者ノ令ヲ
之ヲ始メリシトテ知ル是ヲ以テ有る事ノ

甲 217

裁断スヘキ裁断所ハ却テリ法者ノ此ノニテ
其ノもまじガタキ礙障ヲ首難キリト謂レシ
神奈川郡内自巳ノ件富集中ハ其ノ事
ありテ有る事ノ故ニ裁断所ハ恰モ御訴者
ノ有る事ノ有る事ノ御訴者ノ富集
ヲ以テ其ノ事ノ有る事ノ御訴者ノ富集
ノ極ニ至ル迄定ヲ破ル事ヲ及法局ノ事
ニ至ル事ノ御訴者ノ令ニ從ヘリ

ト 前

諸拙者目安乃裁。お。若。と。稱。ス。ル。モ。ノ。ヲ。事。人。
務。密。ニ。熟。シ。テ。事。ス。ル。片。ハ。モ。先。之。京。人。王。ノ。裁。お。ふ。ノ。
海。殿。ナ。キ。中。階。ニ。非。ス。レ。テ。右。ノ。擔。當。ス。ベ。キ。ナ。リ。サ。
他。ノ。勤。告。者。若。シ。決。定。シ。タル。所。案。ニ。モ。以。府。
亦。郎。メ。名。可。ク。事。而。シ。之。ヲ。以。テ。事。斷。セ。レ。メ。タ。
ル。ノ。可。觀。ル。ニ。是。レ。リ。

拙者右ノ外件多計論あり事一件ナリ反
復詳論す仕向し是物者三月いり別命

甲 28

外務卿ニ拝指ノお紙「マリヤン」
語ニ涉。お。事。日。卿。ノ。御。言。拜。申。上。之。是。也。
有。者。取。ニ。御。紙。載。付。尤。日。卿。ノ。御。言。上。之。ハ。
（彼。一。件。ハ。全。以。府。官。人。情。致。止。シ。難。ク。
事。セ。シ。タ。リ。）ト。取。つ。ル。事。ハ。物。語。ノ。人。情。也。
キ。ハ。所。謂。人。道。ノ。善。也。故。ニ。事。ノ。事。ナ。リ。ト。シ。テ。拙。
者。モ。毎。之。ヲ。事。シ。之。ヲ。事。フ。事。ニ。非。ハ。右。
情。密。ヲ。取。ニ。証。裁。セ。サル。ハ。拙。者。ノ。於。テ。能。ハ。サ。ン

卜務首

トニハ在ル

サレバ天下ノ事悉クモ保ラズ交々ニ修ク激
烈トナリ「コリヤルズ」ノ如ク「カマフ」及「カモ
列」此モタシハ又ハ「カマフ」ノ如ク「カマフ」及「カモ
河」ノ「ロビター」(新軍)ノ名ニ成テ「カマフ」
ノ官制ヲ天下ノ官制ニ供ヘザル能ハサルノ場
合ニ至リ「カマフ」ノ如ク「カマフ」ノ如ク「カマフ」
氏ノ異名ニシテ「カマフ」ノ如ク「カマフ」ノ如ク「カマフ」

甲 29

トニハ在ル

(余) 新ニ在リ「カマフ」ノ如ク「カマフ」ノ如ク「カマフ」
リモ「カマフ」ノ如ク「カマフ」ノ如ク「カマフ」
民ノ事半更ニ修ク「カマフ」ノ如ク「カマフ」ノ如ク「カマフ」
後ニ「カマフ」ノ如ク「カマフ」ノ如ク「カマフ」
「カマフ」ノ如ク「カマフ」ノ如ク「カマフ」
又「カマフ」ノ如ク「カマフ」ノ如ク「カマフ」
拙者ヨリ「カマフ」ノ如ク「カマフ」ノ如ク「カマフ」

トニハ在ル

新に指々心しんすん

(按者「マカラ、ガセツト」中、於テ船ヲ「ヘルラ

成此至一等、古名トナリテ、年池し、船し、

恙、事、船中、事、コマリヤルズ、船、事、船ミタ

福氏、事、多アリテ、事、モ、船、事、事、事、事、事、

タリ)

諸、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、

事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、

甲 30

言、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、

事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、

事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、

事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、

事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、

事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、

事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、

事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、事、

ト

右等ノ淺薄家ハ其國ニ級吏置キテ
級吏リガニトリテ健康ニモナリ且テ形ヲ
良ニスルニテ利アリテ其國ニテハ
級吏トシテノ利益ヲ得テ大ナルヲナルヲ
来々駭カセサル人ナリ而シテ其級吏置キテ
其國ハ全ク人口非常に發達スルニ至ル
ルカ若シク俄に其國ノ級吏ノ置カレ
置キ其國ニテ其國ノ僅カニ少部ニ
甲列

中ヨリ自由ヲ奪フニ移リテ其國
ナリ其國ニテ其國ノ人民ニテ其國
中ニテ一級タルニ任セ其國ノ級吏
ノ置キテ其國ニテ其國ノ級吏ヲ置スル
「ナリホルニテ」キニバ及英佛諸國ノ所
等ハ其國ニテ其國ノ級吏置キテ其國
功ヲ待テ其國ノ級吏置キテ其國

めス右等ノ福民ヲ要スルハ以テ是レ一途
シハシテ六十年十月廿四日及二十五年北京ニ於テ
英佛ニケ國ノ間ニ取結トシ定約ノ第
五條第六條第七條第十條等ハ支那領
天津ニ於テ西國ノ間ニ取結タル如ク
貿易航海ノ定約ノ第十條等ハ支那領
民ニ英佛西國ノ領ノ強民地ニ移住スル
權利ヲ認許スル者ナリ（支那第十條ノ見

甲 32

ヨ）又恭親王ト英佛ノ使トシテ
ドハエルコツク「ヘンリー・ベルロン子ヲトシ
北京ニ於テ海印シタル者ハ六十年三月
五日ノ定約ニ於テ支那人ノ移住ヲ禁ズルモ
ノミテ而シテ支那帝ノ允テシケル別ニ
ハシテ六十年五月二十二日恭親王之ヲ帝
告シタルヲ以テ即チ支那帝國ニ一律トハ
ナルリ

佐又総テ方等ノ議論ヲ至措キテモほし
諸國ニ向テ年々數多ク船國ヲ出帆スル船
舶ノ多キ中ニ緬國「バーク」船「マリヤル」船
ハ暴ラズ多ク來ニ登リ此ヨリハ毎ニ緬國ヨリ
親視スル日也海岸ニ近ク吹寄ラセラルニ
日船既ニ在横濱港ニ在檢ラレタル多ク
寧々ニ船中ニ殘留ナル者多クして去年ヨリ
右「マリヤル」船ノ如ク緬國移民軍艦船

甲 33

數多ナルニ何レノ國ニ在ラモ未タ嘗テ船
非ガ例ヲ受ケシ「ナシ」蓋シ彼「ナシ」
府ノ官負御モ中「軍艦」セーラ「マカラ」
「ドンジョア」名船及モ他船ノ諸島ノ港セ
シテ方々サリシ又「バタビア」府ノ官負モ國
籍ノタメ「ジャワ」ノ海岸ニ編シタル諸船
ノ「ミモ」感ラカケザリシ又英國所領地
「シントヘレナ」島ノ諸島ニ於テモ「ハラナ」

ト各首

向テを帆スル所ノ法船所純ニ取ニ運志
 スルコトアリレバ決シテ妨ケサリシ傳者「セント、レ
 ナ」高ニ遇シタル船船ノ申ニ秘國「ア、カ
 「マカヲ「ア、ロラ」号等ノ船アリ而ルニカ「マリヤ
 ル」船ニ舟起クタル如キ非常ノ光景あり世
 界某國ノ歴史ニ於テ未ダ前ノ如ク例ヲ
 記スルヲ見ス
（日本國ノ歴史ニ於テ之ヲ以テ船トナス
 べシキルニテハ他ノ移民船トシテ「ケエ、
 パール」船トシテナリ）
 又此一件ハ高直ノ法律

甲 34

海道ノ主を乞フ外レタリト言ベシ
 尚又ノ船揚者ノ機海ヲをメシ蓋先者「マリヤ
 ン」船ノ移民ヲ以テ傳ヘシニ如シ見候ス（
蓋秘國ハカク秘國ニアルコトナリ）
 又之ヲ許サザルコトナリ）日本官負キ船及
 者旅客ノ古ニ何等ノ事モトモ之ヲ
 施スヘキ権限アルコトニ純ニ某國「バ、ウ
 船」コトナリシ船ノ一件ヲ閣下ノ以テモ之
 供ニテ船ハ報達ノ危ヲ取ハシタル如シテ

ト又

許多款々千四百一十一年英國所領地
 「ナツソウ」卸錨せしむ時奴隸買入今
 日ノめり英國所管田々於テ其業多ク
 ルニおぬ隸 若干枚脱走して上陸せしハ
 英國中々多ク之ヲ留りて決シテ逃道ハ
 國境ヲ為サバリシカドモ 仍テ右奴隸 略還ス
 へク今衆國より要求せしが英國政府之
 しニ同意セサルヲ以テ其後今衆國より英國

甲 35

ニマテ右債金ヲ要求スルカ故此る件ヲ借
 同裁判ニ 今債ニ委託シて裁決ヲ待シニ遂ニ右ハ
 今衆國ノ借トナリニ並ニ國政府ニ 債金
 ノ債金ヲ拂フニ格ニリタリ蓋古ローレンシ氏
公法第一ノ部分ヲ二節ヲ九十年
 及ニ中七十條注ニ於テ明クシ
 此故ニ右所英國官吏英國、律、國、司
 かりシ 債金ニ特ニ 親切ラシ 冥海ニタレトモ
 出るナリ別令ヲ國、律、依テ 許セル 質

小 卷 首

易ニシテ以テ邦葡葡牙秘魯佛堂西是
班丹及諸吉利國ニ至ルマテ

易ハ細條目ニ至ルマテ之ヲ整正スル此ノ旨

ニ要シタル船中ニ在ル如ク 津道ノ 関係ヲ

ナシタルニ付テハ日本有負カク受クベキ

ハ何許カ 夫ノアジヤ州ヨリノ移住マ 邦旅客ノニ
在テ邦ノカカ 國リツヒシス 諸々ノ為種

種ノ律令規則法令等ヲ記スル
記録定例ヲサスルベシ

諸今最 論實スル 要目ヲ 撰ニテ

甲 30

秘國ノ一ノ取「マリヤ」ノ取ノ一件ニ在テ

論ヲ撰セントナラ 宜ク 撰リ 改メ 在 論列シテ

之ヲ明カラスヘシ

第一此中事ヲ記スルニ 権限ナクシテ 在 取

ヲ 吟 味スル 為ニ 裁判 而テ 設テ 日 本

官 籍 外ニ 在テ 記セシトテ 其 罪

ニ 在 取ヲ 治メシ 法 序ノ 旨ヲ 秘魯 國 氏

ニ 加ヘタル

予は右如日た級あり残餘の豊滙スレノ
究りト定メ右裁断所ハ充分ニ生息ナ
ル約条ヨリ而テ世カト為シタルヲ
亦三右如日及備モノ為ク何等ノ保険ヲ
モ為スナク特ニ富留ノ件ニ基キ残ラスノ
移民上陸スベク命シタルヲ
亦四右如日及備ノ日本裁判所ノ魯
理内ノ事ナリトス做トモ此等ノ如種ハ

甲 37

特ニ千八百七十七年約条ノ條ヲ破リシノミ
ナラス尚又日本裁判所ノ獨断ト吐スヘキ
権理アリト決テ認許スベカクアルノ事ナリ
成立スル後右如種ノ事及至リテ決テ
モ生息ノ廢地スベキ事ナリ而シテ^定其^定約
ヲ破リシモ且右ノ如キ人々ノ之^定際ニモ
其^定政府ノ指令許テスル知ミシテ種魯
國^定居民ノ利益ヲ大ニ害シタルヲナレハ則

此政府のこゝを責ヲ悔スヘキ
 外之勅令は江氏ヨリ出ルハ其の極
 十リト云フ保護アリト云ハ其の極
 取置テ施シタル事ハ其の極
 十リ而右の極中、其の極中、其の極中
 唯、其の極中、其の極中、其の極中
 之、其の極中、其の極中、其の極中
 ノ道ニ在リテハ國民ノ利益ニ循テスル所謂

甲 38

人生ノ各義利差ヲ保テセシメテ為ノ流レ
 其ノ保護ヲモテ破ルニテト謂フベシ
 第六右記ノ事ハ其の極中、其の極中、其の極中
 白ニ依テテ之ヲ断シテ其の極中、其の極中、其の極中
 取ルテ其の極中、其の極中、其の極中
 ナラスト謂テ其の極中、其の極中、其の極中
 又少シモ取リテ其の極中、其の極中、其の極中
 全氏ノ其の極中、其の極中、其の極中

之入能常之急クカ為混濁ナル感カサ
以テ何等ノ謬信モ生キニ地レク之カ更
以テ申渡シタル

第七右裁判所ハ始終外務省ノ命ヲ
受タレハ右船員等ニ取リ不審ナル以テ
ノ留神多ク而船ノ要領ハモトモ不台理
ナル法ニ依テ設ケラレタル上既ニ之カ取裁
ヲ仰キツ、アリテ恰ハ新法局ノ一特局ノ

甲 39

被裁ナルノミ

支那ノ如クニハ右等ノ責ハ全ク其政府之ヲ
任受スヘキナリ蓋シ其其政府志ノ法外
ナル告白ヲ承諾シ之ヲ以テ味スルヲ許可シ遂
ニ右ニ罪係シタル手續ヲ佳トシタルヲ以テ大
秘國ノ秘モ泄留サレ且チ抑々ラレ、トナリテ
右船至及傭主等之カ為メ大ニ損害ヲ受
タルナリ

然と名氏抑者其政府ノ凶害公平ナルヲ
素ヨリ行作シタレハ嘗テ抑者ヲ務應接
ノ折彼ヨリヤルカ「私一件」月其政府ノ凶害
置ハ御モ我秘國ノ名義ヲ害スルノ意ナカ
リト云公明凶大ナル御苦痛アリシカラニハ
寧々抑者モ之ヲ満之シタリサレバ大ニ生シ
タル損害ニ向テ凶害ノ償金ヲ出有シテ
大秘國市民ノ換込ヲ御贖ヒナサルニ付テハ

甲 40

美政府於テ御躊躇有シハ事トハ其存
在物ヲ其政府連々右以續方其抑之ニ心
下美國ニ其政府ノ大凶害ニ以テ所謂各
自主國ノ互ニ譲リ物キ通義ヲ抑シモ少
重カテ然ルナリト疑知仕益其政府ノ御名
者ヲ相傳ルモノト其存

諸閣下實ニ抑者以各略テ其政府ト通信ス
ルニ為リ之ヲ恐セント欲スレモ能ハサル

情ニテ且多端未ヲ詳ニセズバアル可ラナル太
「マリヤルス」船一件ハ我國ノ請求ヲ太ノ如ク
中上ハ抑者ニ於テ其ヨリ憂患仕ル事一子
以在ハサレモ太中ニモ全ク其意通レ難キ
通義ノ上ニ其事ヲ論シタル事一ナレハ其意
モ其事ヲ以テ其意ハ其意ニテ其意ノ定約ヲ
所結ハントスル兩國間ニ其世不而ノ事平ナル
之意ヲ以テ其意ハ其意ニテ其意ノ定約ヲ
ヘキ

甲 41

抑者ニ於テモ亦之ヲ相類スル以上中上
其意ニテ其意ハ其意ニテ其意ノ定約ヲ

千八百七十四年三月十一日

在果秘國ニ復録附書記官

セフエデリコユルモル

上野外務少輔閣下

夕 務 簿

[Blank lined area for writing]

甲 42

別紙送呈号 寫

貴下の命令を受け昨々平復ペル一因
リヤル一不船ハ新紙の交下カヨリケル一
下各諸國人領吏等干如所、急迫等
お之日本書及馬場氏及南島局員等
通年人同伴等紙の

夕 務

甲板の中流も大不孝の極矣と過るに
ては快然なるゆゑに大なる名を
且又同人大不孝ゆゑに小にして悪しき
と云ふは所をえへるなり
右人之の内好大に紀し何事も食肉ハ
充ふやしてあゝ悪しき事なるを以て
と云ふ中流をマカテ少許を清揚と
海に助カと歎然と云ふ

甲43

中流の用意もよくし何れも食肉と味淡
く又何れも清潔にして好く割烹し
米魚野菜と熟するなり
食肉及之扱ふ事右紀文の海客に依り
おのゝ名に帆後より若く是れを
んまじき事なり所をえへるなり
昔より今もや然る事考ふるに
今中に出帆の母を流る事

甲44

子の簿

居留地有拜局

一子の簿七十二年庚寅月分

イ、ベンソン子記

邦多河神令代理

冬子

大正年

ヨシ

寛正の年也

秘魯公使館や記

甲 44

セ、クエテリコエルモール

高野聖二号 寫

新中^ニありてあるなる和ふふの條

他^シ林檎典事^ヲ系^ダブルユト^ハヒ

ル氏^ノ結^ハ

七月^ノ字^ノの年^後は^ハ一^所も^マリヤル^トス^ル新^ハ

子^ハ誠^ニなる人^ト其^ノ名^ヲ新^ハ室^ニ呼^ビミ^レ

十
六

のふらふらと申す

著一書後あるは

八月年のふらふらと申す

陰をいふは陰をいふ

四月廿二日「カカ」遠出致す

四月十日、新中、陰をいふ陰をいふ

陰をいふ陰をいふ

一月、陰をいふ陰をいふ

甲 46

名簿

新中料理人

子

四月廿二日出帆

陰をいふ者凡十八人

秘魯のふらふらと申す

陰をいふ陰をいふ

陰をいふ

陰をいふ

買十五番後支

四月廿日 出帆

四月廿日 船約書 調平

四月廿日 船約書

四月廿日 船約書

四月廿日 船約書

四月廿日 船約書

不

船口を城より出帆

甲船より出帆

船の出帆

出帆

八月廿日

八月廿日

八月廿日

八月廿日

人

一人のあひ人支那語を以て條約と上陸と

讀

可條約と提進と秘魯山と

と

高港と者以て小倉物先

宛

秘魯國と進と甲板と出類と

甲 48

ら

新中と於て條約と調

外語と也

新と之と極の電

所

茅

通以迄の食也

話

行ふに極くや為り申す
 八井と流るる水も果し申す
 八井と流るる水も果し申す
 取らざるは甲板と出ると禁す
 或日帆柱と流るる水も果し申す
 藤杖を以て初と打擲し申す
 出ると禁せらば申す
 免すれり

災の書後文

(杖を出して) 災の書後文
 是より初り
 初長と命とて斬りて
 水舟人初に條船を流し
 舟解人初に舟と同伴
 舟前舟初と申す
 出帆と前と條船と調子

不_レ至_レ終_レて調_レ平_レ為_レ政_レの
 條_レ約_レと_レ新_レ條_レの_レ條_レ約_レ
 條_レ約_レ調_レ平_レと_レ新_レ條_レ約_レと_レ其_レの_レ他_レの_レ意_レを
 以_レ載_レと_レ其_レの_レ一_レ人_レも_レ其_レの_レ一_レ人_レも_レ其_レの_レ一_レ人_レも_レ
 右_レ後_レ夫_レ直_レと_レ稱_レと_レ新_レ條_レ約_レと_レ其_レの_レ他_レの_レ意_レを
 ル_レ氏_レト_レ回_レ約_レト_レ通_レ并_レ有_レ手_レニ_レシ_レテ_レ列_レ列_レ是_レ
 其_レ那_レ人_レと_レ其_レの_レ一_レ人_レも_レ其_レの_レ一_レ人_レも_レ其_レの_レ一_レ人_レも_レ
 港_レ滯_レ在_レ中_レの_レ日_レ本_レ政_レ府_レと_レ保_レ護_レと_レ受_レへ

甲 50

一_レ然_レと_レ新_レ條_レ約_レと_レ其_レの_レ他_レの_レ意_レを
 の_レり_レあ_レる_レが_レ然_レ不_レ罰_レと_レ其_レの_レ他_レの_レ意_レを
 亦_レ有_レと_レ其_レの_レ一_レ人_レも_レ其_レの_レ一_レ人_レも_レ其_レの_レ一_レ人_レも_レ
 其_レの_レ他_レの_レ意_レを
 揚_レと_レ其_レの_レ一_レ人_レも_レ其_レの_レ一_レ人_レも_レ其_レの_レ一_レ人_レも_レ
 救_レ助_レあ_レん_レの_レり_レと_レ其_レの_レ他_レの_レ意_レを
 其_レの_レ他_レの_レ意_レを
 其_レの_レ他_レの_レ意_レを
 其_レの_レ他_レの_レ意_レを

百六十七番

百廿二番

百廿七番

百廿八番

百廿九番

百三十番

百三十一番

百三十二番

百三十三番

百七十六番の書

此者右の如し

此の如し

此の如し 頻りに通る

51

此の如し 頻りに通る

林権典の記

前記林権典の記

外務省

チ、ドブリエー、ヒール記

日本橋渡り

明治三十二年六月十日

改正し字也

秘密に付は秘密記也

ゼ、フエテリコ、エルセル

甲
52

別紙第三号翻譯

四十七号

當所能處以下全權公使に職成を以てシマシ
朝廷より其在件より閣下云月廿七日附
日本國別紙第三号翻譯
吾國全權公使に職よおめて用向成在

外務省

を又よ新紙容より委せし其確實なる事
至てハ神々所裁判所ニ控訴せし後
任事命候支の控訴人等と同日の審事
あり

此係國の若卷ニ係らば且宿人目より所不
る当地古文の面眉ニ係りてハ右裁判所
ニ於て了る事期不無實の洞証ニ對照
し之の録査を下ニ於て候て意とせし事

甲 54

い

コリヤルズ船業迄ハ移任人より立一ニ控訴
信用とせし事ありや或國下の行り知
らるん事其儘ニ姓名と書一割一ニ般
至ハ租界ニ於て陸上監督局ニ於て係
係係ニてハ該船中ニ於て立一と調査
候事一立一と以テ其事情知りし事
之候令事船の後ニ為り候事一立一と

ふ事欲をこころし上陸とすとのもはつと
こら

「マリヤル」船出度目、南、後又七百或人
其本國へまゝ、ゆゑに列強「ホルネ」
あり解、まゝしん又回船にまゝと、後又、中
欺、れ、と云い、移、移、せん為の「マカラ」は立戻
まゝ、まゝも同書の中、ある、右、積、之、の、者、能
中、美、年、秘、魯、國、へ、向、け、當、今、後、海、中、有、り

甲分

五月、中、「マリヤル」船出度、の、時、後、又、二、千、
五、百、或、人、船、艘、の、船、を、まゝ、七、百、或、人、を、其、
本國へ、向、け、まゝ、後、八、人、を、其、父、母、の、子、を、後、り、或、
探、取、人、の、「マカラ」は、まゝ、と、ぬ、み、或、探、取、人、の、代、の、
まゝ、に、後、り、ん、事、を、解、し、後、り、ん、を、降、納、納、
取、の、後、上、陸、を、り、まゝ、後、り、九、百、或、人、と、お、願、は、
即、ち、まゝ、船、を、し、後、り、民、百、人、の、肉、太、國、へ、向、
ひ、し、まゝ、後、り、八、人、四、名、割、合、あり

苗港より 送出ス移住ノ移住人ト大ニ自
 由トシテ之ハ 猶移住シテ 深く是を以
 して 其國 拒む者ノ 亦ハ
 苗又ハ 此ノ 多家 後又ノ 移住 願望 有ル者ハ
 して 其 確 實ニ 對シ 福ト 入ル 事ヲ 叶ヘ
 才今 苗港ニ 移テ 所 移住 無細 無沙 移住ハ
 之代 歐羅巴 より 互 利 如クノ 移住ニ 以テ 此
 才今 苗港ニ 移テ 所 移住 無細 無沙 移住ハ
 之代 歐羅巴 より 互 利 如クノ 移住ニ 以テ 此

甲 56

一層 自中 苗加 ありハ 其 此ノ 國ニ 在ル 案
 等ノ 新 移 住 出ク 得ル 事ニ あり
 苗 而 移 住 案 下 此 移 住 法 是 是 之 事
 一 移 住 案 之 移 住 志 願 之 目 的 移 住 人
 其 移 住 得ル 事 あり 移 住 人 此 事 人 之 用 中 移
 住 人 之 事 あり 而 一 移 住 人 之 事 あり
 金 之 事 利 益 移 住 一 且 惡 言 移 住 人 之 事
 移 住 人 之 事 あり 以 移 住 人 之 事 あり

の要件もおぼろしく是れ

閣下へ是を以て書翰を規則として送る所
裁判官の裁断を以て予め裁示する事
目之を以て其基礎を以て事判然とする
事一書致白

代任 徳彦

總書記官

於馬港一子 明治七年三月十日

ヘンリック デカストロ 日記

57

日奉ニテ 秘魯特命全權公使

エスデ井、オレリヲ、ガルシヤ、ワイ、ガルシヤ

以下

実正の字あり

秘魯國公使館書記官

ゼ、フエデリコ、エルモール

別紙三号 附録

マカヲトクニチ那 移住民 監督局 三百五号

閣下 の命ニ 依ルニ 支那 人モヒン、アルク、アホレ、アキヨシ、

サムボン、アーケ、アキユム 百七十五号、アハット、百七十五号

及び 百七十五号、サムホイ 後 二百二十五号 人の支那人と

共ニ 白蠟 國 マリヤルズ 船子 系 込み 昨 五月 二十日

甲 八

小南港より白霧へ向け出帆時一去年七月九日
日本に到着した事一去年一月南支那局は
帳面に依り閣下へ報告せしむるに余自ら其所
よるなり

取柄人への南支那局の取柄と云ふ事
の書類も又後支を置く所の書類も上は記
載を各名を記し一昨年一月南支那局より
の後任規則は據ふ所を支那局より取柄

甲 59

小南港に於て一昨年七月九日
支那局より取柄は後支を置く所の書類も上は記
載を各名を記し一昨年一月南支那局より
の後任規則は據ふ所を支那局より取柄
て其支那の申す所の信用ありかゝる如くあり
南支那に於て小南港に於て一昨年七月九日
時宛問答に於て日本に裁判所を設けし
日支協定に於て一昨年七月九日
アハット・シムホイの名を南支那の支那及び
の字紙に於て標記する書中に記載せしむる

右書ハリソリ及びシヤムスホイの君も記載あり
助役ジョスベルナルシ氏の管轄する書ありて
右の百廿二号もホライの君と共に前回書中に
ありし也

マリアルス船中にとり組むるは後史に南米督局に
於て在りて載る家めく行きて禮法と云て宛問
仕に

此等物面へ後史の多うに南島の問て約除也

甲 60

エシキス、アカ及びヒケシエニ此三人乃ち船人を
通し解としく後み問を以て之と後解し君
手土着と以て一人毎に監督局におおて公就
と在る宛問を致させし也

汝等後任するを致さる也

汝等後任する地を知りて(若し之成知らざる

時は後解とす)

汝等此後任約除の事際を知りて(何事疑

てしきまあるを之と従ふし之と除棄する
し

此等款を或る為待せざるあるを以てし
款を之を為待せざるあるを以てし
くす之を以てし且此等移任せざるを以てし
此等若くは之を以てし且此等移任せざるを以てし
受け合ふしし之を以てし且此等移任せざるを以てし

とありし上其事は亦此移任せざるを以てし

甲 61

中上儀多し其るが如く閣下の所望を以て
んを希望仕る閣下の幸福を以てし
八百七拾二年八月三十日マカラよおめてまね人
移任監督局より

マカラ及びヒモル 鎮屋

ヒスコラント、セシ、ユアナリヲ

閣下

まね人移任監督

ヘルメス・レドウィキエスト・ヘイラ・ロドリキエス

調印

一千九百零七年三月十日マカラ總書記官

ハウリキエーテカスト口調印

及傳抄寫お遠るし

シエヘテリマエルモール

別紙第四号

英國公使より送出の規則書和解

一千九百零七年十月廿八日江戸ニ於て

日本政府より横濱外國人居留地ニ屬する事

を以て起し、其の趣意を以て致し、一千九百零七年

第七月十五日附横濱地質局より送る事と外國

名代人ありしを之を熟考しつゝ其得
多れハ余各國名代人とおぼしむる也外國人飛
留地内ニ都令あり其締成之て且人民の健
康保護を以て之人の由令の形勢あり必要
なれば下料の長法設けり日本政府一告知
すし其に交定せり

第一横濱に於て地前及び所締の役前と唱
ふ。一の役前と日本政府より所後け神

甲 63

奈山奉行より所後け外國世居人職居に置
之より任を處し

第二 世居人の神奈川奉行の指揮を受け
横濱の外國人居留地内の街衢溝渠の修
復掃除及び其に上り下りし。○此世
居人の所締向又溝渠及び道路の事ニ付外
國人より其後前其修繕を以て多しを以て
任し又神奈川奉行の管轄を以て法を犯す

人民ある時之を自國居住人の用事と爲す
之を犯す者

第三 神奈川地方の移轉とある事有る世
話人ハ移轉者当地内の外國人とあるは保護
し且神奈川港内とある外國人の不法なるもの
と取押ゆべきは外國人の取締及び英國船
權あるものハ○條約を有るは之を爲すは
民古世話人或ハ神奈川奉行の命を受くるは

甲 64

の外國人又日本人ハ 犯法の爲す捕らむ時
之を若くは或る自國の領事ハ引接す但領事ハ
之者の引接する之は緝捕者の責に置く
し
第四 右所當地或ハ神奈川港内ハ居住する
支那人及び他の未だ條約を有るは其の
刑法及び取締ハ神奈川奉行 太古世話人の
儀并補佐と外國領事より得べき評儀

とを以て之は存行せらる

第五 外國人より拂ふべき地稅は、^世に法人より
神奈川を以ての目的は適當なるか否か速に調査
せらるし又神奈川を以ての指揮を交けざるに
世に法人に地稅の拂方滞りし時其者の自國領
事目ありて外國人より之を取らざるの權あり
し

第六 余各國の領事より命じらるる商人の生活に

甲 55

適當なるもの取率より各國人より出せる許容
の數より最も極き界限を定むる事或企てざる
べきに外國の稅耐えに名酒を商ふ者或は外
國人在留地内若しくは神奈川港中小料
理店或は役多者の如し右種事件を許容
せらるるありし領事より速に其旨を神奈川
を以て送るし若し又取率の許容を各
酒或商ひ或は料理店を役多者或は

五七

第七 日本政府より於ける外國人と安んずり
らふ多の神奈川港内より輸入する火薬及び
其他の違製品等々物品は或る高の原料を以
於て志むる一而して余り右類危険の物品
を積置其他の場合を用ひて各國臣民の
危険を防くべき際要事件を設くべし

ハルリースパルクス

甲 67

アルビワレケンビユルク

エムオンブラン ド

手記

ド、テ、ガ、ネ、イ、フ、ア、ン、ポ、ル、ス、ツ、ク

甲 28

別字等之類

以書面に入付、然し、移住の國人、居留地内
 取締及通商の規則を、各々英國和議及
 字國公使との協議の上、英國公使との協議
 以上送の如き、然し、右規則の同意、以て自英
 國領の如き、其の如き、マルテン、ドール、
 氏を、其の

ノ、輸入を居留地取締を任ずるに別
取締規則を派し教示するに任ずる

宣統三年十一月二日

小笠原を波守を記

米國ニストルレシデント

アヒツァン、フルケンボルグ 閣下

及譯抄寫相違を

白雲國之使館を書記友

ジエ、フェデリコエリモール

甲 89

別紙第六号

一日本政府と各國との使の間は同義として採用

し、横濱居留地取締規則の取極書の寫し

第一号を添へ貴下へ送致す

一他國との互に各々自國の法律に従ふこと

を法お互に手若令衆國人に罪科を犯す

事巧也の都々我自國の長官を色め々裁別
之々一は長承承有々るる名將諱之

五東京系之候叙る八百
二十七年五月十六日

エルビー、フアン、ルケ、ボルグ

華盛頓府國務卿

ウイリアム、エッチ、シー、ワルド、閣下

右抄寫お送る

秘魯國公使叙書記友

フエドリコ、エルモール

甲 70

別紙第七号

一千二二五國蒸氣サドキヤ船長スピンクス氏より

同船乗組者より對一たる訴状二件を承る

水曜日午方第十号、^{六月}廿日 尚孫庭子形々一訊

召う、彼は身多八百二十七年五月二十八日、取

極の約書、抄り右吟味、何如に有々、其の

夕務省

吾以之り世有之り受け居お頼い

神奈川縣令

八百七十二年八月三日 陸奥 字光

各國領事宛

古抄写お送あり

和魯國之使致書記友

フエドリコー、エルモール

甲 71

別番第八号

一千八百七十二年八月七日の曜日新十字字の
為様送卒ヲ以て水中へ送り届ケルル支那人
同道るる通願して其旨也

壬申七月二日 神奈川縣

白鳥四ツツヤルズ取長

夕務省

リカドヘレロー

甲 72

別紙第九号

一 白露國「マリヤルズ」の事件に付、本邦より各回領
 事、後述に示す如く裁決を申請書ヲ集考
 せしカ、為メ今日會同し、其集考書ノ寫しを
 茲ニ附添し、之を本邦ノ申請書ヲ得て返却
 せし付スルニ又日耳曼國總領事ノ勸言書ヲ進呈

ス夫ハ葡國領事一ロレ一ロ仔國代領事一ブリニー
ニテ、余ニ命ジ、極口説タリ、謹云

文八百七十二年

八月廿九日

シテ、バウキートル

寄

神宮門録令

大江卓

考下

甲 73

文八百七十二年八月廿九日、ベルメン令、食所、
於テ領事一集、評々事一

列 席

丁林副總領事

イ、デ、バウキートル

葡萄牙領事

イー、ロニーロ

和蘭代領事

エー、ゼー、バウドイン

仔四代領事

エフ、ブリーニ

日耳曼代總領事

アトジャツペー

米領事

シーセパルト

英領事

ロスセル、ロベルトソン

一 エヤツペー^若ハ「マリヤルズ」船事件ニ付日本地方官ヨリ送ルべき裁決書ニ我石同意ノ原ヲ成セタル書面ヲ讀上ラタリ「書ハバウキール、ロレーロ、等ニブルニー等モ同説ナリ」

甲 174

一 ロベルトツシハ日本官ノ裁決ノ酒ニ同説ト云フ

一 セパルトハ「多ハ而シテ七年高併ノ事ニハ解令

モ盡ヒリト云フ痛思ク「此事件ハ日本官

白^赤洲國ニ冥係セバ因テ存意モ勸言ヲモ為サス

ト云フ

一 バウドヤ^シ存意ハ多ハ而シテ七年第十月ノ高併

以後ノ事ナレハ神系川解令ヨリ「マリヤルズ」船ノ

事件ニ付テハ既ニ各國領事ノホノ勸言ヲ請ク

ヘキ苦ナリト云フ

一 尚録令ハハナ事ヲ為サズシテ自己ノ私情
各領事事号ニ我高考ニ決果ヲ達シタルハ
ドホシハ事ヨリハナ事ニ付テハ録令ニ所定ト同意
セス聖ムラリハナ裁決ノ難題ニ預ラサレテ
ナリト云フ

神奈川 録令ヨリ初メ酒ヲシタル裁決事ニ付
ヲ我可ナリトスルヲ能ハサル故

75

第一 未ダ能ク記明セザル犯罪ヲ罰セトスル録
令ノ申渡松玄ハ吟味ノ席ニ連ルヲ稀ニシテ初
録令ノ所定ヲ見ルニ只一箇ノ吟味ナシハ
記明アリシ後ナラデハ裁決ニ及バザルヘシ

第二 及令現入ノ取乱ス所ハ事柄ハ若格ニシテ
法ニ不悖吟味タリト雖モ若裁決事ニ申渡
我カ同意ヲ為ス能ハザル故ハ取乱ニメル申出ハ
片ロアリテ裁判庭ハ只訴人等ノ申出ニ付

キ之故ナリ約定書ハ唐人區々ニ兩極人目
前ニ於テ双方ノ約定之契約ヲ為シ瑪港_{地名ニ在ル}
政府ノ兩印並葡國官員名ノ花押ヲ以テ
書キ押シタリ右双方ノ人々亦亦ヨリ約定ノ
不_レハ裁決ヲ為ス前ニ波岸_{地名}承諾ヲ為セキ
ナリ

第ニ出シタル約定書ハ船長ニ理アル仲裁ニ
之テ船長雇人_キノ申出ニ只管逆言スト云モ

甲 176

手記未了ノ顛ハリス

一 裁判廳列席ノ人々ハ百六十七年_{第十月}ノ
高橋_ニ因テ見レハ相及スル_ナアリ具掲裁ニハ
締令_ニ素ヨリ締監_ニ海國_ノ民ヲ裁_ハスルハ
必用ノ事_ニ其タラム_ハ右_ニ留地_ノ取締_ノ得_ルト各
西領事_一号_ノ勸言_トヲ以テストアリ_ハ白_露國
マリアルズ_」船ノ事件_ハ最モ難事_ニ後憂_ノナ
ナルニ相及シテ所_ニ並_ニラレ_レ氏_ハ是_レ一_ニ分_ニ我_ハ又_ハ

我同僚とて該考スルニ及ハサリシト見ケタリ加
 ルニ裁判廳ハ直ニ只總令及ヒ横濱ノ水師ト
 聞得タルル^{ラウチニヨリ}ト而已ニシテ其職ニ當ル者モ全
 初カセス上件ニ言フ高橋君ノ名ニ基ケハ右
 雇人等ニ孔向スルノ權理ノ得タル領事等ノ
 列席スル又亦該ナリ又總令ト領事等ノ同意
 ニ於テ然トセバ「ル」モ右上裁ノ席ニ列スルノ權
 シ茲ニ於テ請クヘキ也ナリ

平 177

和又三年ニシテ同意ヲ不用トモ裁決上ノ大事
 件ト思フ質問ノ聲ヲ聞ハサルヲ得ズ則チ○
 以事件ヲ裁決スルニ充タルヤ否ト右存一五
 高ノ高考ヲ為シテ後チ日本政府ノ意向ニ由
 ナルヲ又演述セシ
 我カ國民等ニ共有物件ニ關係アリテ自
 國地界ニ在ル人民等ノ物件ヲ民法刑法ヲ以
 テ裁スルノ權ハ普通ノ定例トシテ其國ニ在ル

居住外國人之限ルヘシ存スルハ國界中ニテ犯シタル
犯罪ニ至テハ其國中ニ居住ノ外國人ヲ地方
官裁決スルノ權アルヲ云フ

一 マリヤルズ 船長其船長ヲ日本官吏裁罰スルノ
權タルヤ故ニ不審ノ一事アリ

第一ニハ船長等ハ其國所托スル物件一及船ハ
日本邦内ノ居住物件トアラスシテ航行ノ
場ヲナリニハハ境内ヲ越テ航行シタラシニ風雨ニ

平 78

依リ勢ニ得止境内ニ進入シタル故ナリ

第二ニハ白鳥四所轄中大洋ニ於テ犯シタル
犯罪ハ同國內ノ事件ト異ナラザルヲ日本官吏

ニ依テ所罰スルハ不適高ノ事ナリ

第三ニハ日本外ノ地方ニテ双方外國人号有テ約
定シタル事件ノ実否ヲ裁決スルハ不適ナリ

茲リ以テ我カ勸言ト云フハ雇人ヲ船ニ歸ラシメ
若シ不得止事ナラハ港内ニテ犯シタル犯罪

人為之取長ヲ定法ノ吟味ニ依テ記スベシ

シマツペー識

甲
79

別紙第十号

以テ紙紙習甚ク然ルマリヤル一紙一吟味
目毎見込書ニ付存考ル紙ニキ稿按見
上流懇考ハ元来右吟味目毎書ハ外務省
々々事出既ニ許可を得ル為ニ考ルハ行又
此日中紙亦成ハ半稿ハ此取扱ハ外務省

おと一並の處為解雇見込の通判の改旨
只今更々達し一を受けし將又拙者に見込
る付し或成の事支々個案並に解し遠い
存の處より中々拙者存異不日以書稿要細
解之波いけ所べきこと

明治五年壬申七月廿七日 神奈川縣権令大江卓

イー、デ、キ、ト、タ、ツ、ブ

右ノ

甲 80

右抄字お透せし

秘魯と改教書記友

フエドリコ、エルモール

[Blank lined area for text on the right page]

平 81

別紙第十二号

千八百六十年五月十四日北京の議
大石列強女王陛下と清國皇帝陛下との間
和親約定書

第一の條

一千八百六十八年の條約を確定し、双方同意

之等一後ハ速ク其清國人不列顛ノ屬地ニ
海外ノ他ノ地ニ在ク使用スル事ト欲スル時
之為メ英人氏ノ約定取捨ノ事務子ヲ家
一且清國守港場ノ清國人其刃ニ或
其家族トモ英人ノ乘込事ノ自由アリ且又
清國ノ支ハ清國ニ留英國全權ト商量スル
事ト如ク後任タル清國人保護ニ為メ該
守港場中ノ要タル規則ヲ取設ク一五ノ四

甲 82

内中為官トシ其管下ノ事ト布告スル事
清國皇帝トシ一高官ノ示荷スル
一八百六十年一月十日少宗ノ於テ調印
佛蘭皇帝陛下ノ間ニ和議約條書

第十一條

一八百六十八年ノ約條ニ双方取捨スル後ハ清
國人佛蘭ノ屬地ニ海外其他ノ地ニ在ク
使用スル事ト欲スル時ハ其為佛人氏ト約

定取該子事一猶子たる一且清國口岸港地
より清國人に力なき或るに其家屬より其
事又自由あり清國より其御皇帝陛下に
令程より高量より上程の如く移住する清國人
保護より其口岸港地より要する規程より取設
くべきを清國中より高官より其管下より善く
希若しより清國皇帝陛下より其言を
示荷する一

甲 83 完

八百四十四年第十月十日天津に於て酒井と
意巴西と清國とるる一和親貿易航海條約

第十條

一清國より其國人の居住する所を意巴西に屬地
に許さんに欲する所は意巴西人其其為人
約條に於て其事を許し且清國人に力なき或
其家屬より清國口岸港地より其事を
許可する一且又地方官意巴西令程より高

量と上右底美保護と為メ要田ある規則之既
完港地台設け並へ

一 既在入或ハ其ノ為ニ款キテ其ノを港白連行ノ事
を許スル為ニ右極々付ニ或ハ地方官ノ
意巴亞領事ニ通達して其之を呼戻す

一

